

市民後見人の養成に関する取り組み状況

1 前回の協議会の振り返り

前回の協議会（令和5年9月15日開催）において、市民後見人の養成に関する取り組み状況について、令和4年度までの状況を報告した。その内容を踏まえ、報告時点において、今後の方向性を次のとおり示し、本協議会の了承を得た。

- ①市民後見人の養成の検討会議には、海部圏域内の各自治体や中核機関の職員を漏れなく構成できるようにする。
- ②市民後見人養成事業は令和7年度から実施できるよう、県内外の先行事例の資料を収集し、調査研究する。
- ③担当職員会議のほか、担当課長会議を開催し、組織的に合意形成を図る。会議の開催時期は状況に応じて招集する。
- ④会議運営は各中核機関の輪番制とし、連携・協力して行う。
- ⑤国や愛知県の動向を適宜把握し、海部圏域内で共有する。
- ⑥海部圏域における市民後見人像（基本的な考え方）を整理し、カリキュラム等の事業内容を整理してまとめる。

2 市民後見人の養成における基本方針（再掲）

①本人の課題や状況に見合った候補者を幅広く受任調整し、②成年後見支援の担い手をより多く確保することで、地域で支えるしくみを整備できるよう、海部圏域で市民後見人の養成を事業化する。

3 令和5年度の取り組み状況（海部圏域の担当者会議の開催）

(1) 令和5年10月27日開催（第3回）

第3回会議から、津島市・愛西市が新たに構成員として加わったため、これまでの経緯や協議事項を振り返った。

その上で、海部圏域内の中核機関の設置・実施状況を共有した。市民後見人の養成を広域で取り組むことの意味を確認し、一同合意した。

また、国や県の動向のほか、愛知県内の先進団体における市民後見人の養成事業の取り組み内容を学習した。

今後、海部圏域で事業化できるよう、市民後見人の基本的な考え方、予算、スケジュール、カリキュラムなど協議を要する。さらに、4市2町1村の自治体の担当課長会議を開催し、承認・合意・意思決定していく必要があることを一同認識した。

このことから、各中核機関の体制（足並み）も整えていく必要があるため、

市民後見人の養成事業は令和8年度以降の実施を目指し、十分な協議期間を設けることとした。

(2) 令和6年2月5日開催（第4回）

海部圏域内の各自治体の中核機関における事業実施状況を報告し合い、次の表のとおり現状を共有した（会議開催日時点）。

	運営形態	センター	法人後見	市民後見人
津島市	直営 (令和6年度から実施)	福祉課 高齢介護課	未検討	海部圏域の広域で実施したいとの意向で一致
愛西市	委託	愛西市社協	令和6年度から実施予定	
あま市	機能分散	社会福祉課	あま市社協で実施中	
大治町	委託	大治町社協	令和7年度から実施検討	
弥富市	広域委託	NPO法人海部南部権利擁護センター	NPO法人海部南部権利擁護センターで実施中	
蟹江町				
飛島村				

愛知県は市民後見人の養成において、厚生労働省が示す養成カリキュラムの提示を踏まえ、令和6年度から基礎研修・実践研修の50単位分を実施する方向で検討していることを把握した。

このことは海部圏域にとって大きな前進となるが、市民後見人を養成したあとの活躍の場やフォローアップなど、どのようにしていくか検討を要することも共有した。これらの点についても、引き続き協議することとした。

4 今後の方向性

名古屋家庭裁判所における市民後見人の選任に当たっては、監督人に法人後見実施者（団体）を選任する形態を採用している。

各主体での法人後見の実施も並行して検討しつつ、先述の要協議事項に加え、担当者会議や担当課長会議の運営方法についても、話し合いを重ね、検討していく。